

鳥取県における遊漁者の「やす」の使用 に関する意見交換会



鳥取県漁業調整課
鳥取海区漁業調整委員会
事務局



1 背景

○今年7月、遊覧船と、魚突きしていた一般の方が衝突 遊漁者が入院する接触事故が発生

概要：今年7月20日、遊覧船と網代漁港沖の一文字防波堤付近（港口）でやすを用いて魚突きしていた遊漁者とが接触。魚突き遊漁者は骨折し入院。

県の対応：防波堤付近への遊泳禁止の貼紙及び、県ホームページ上で船舶の往来や漁業者が操業する場所への立ち入りについて注意喚起

○以前（ここ10年）から遊漁者のやすの使用について 漁協を中心に規制を求める声あり

※漁船との接触事故の危険性

※密漁と区別がつかないこと

などが主な理由

1 背景（続き）

○そこで、**全漁協・支所に対し「遊漁者のやすの使用」に関するアンケート調査を実施したところ、全地区から規制すべきとの回答あり**

【アンケート結果】

- ・すべて（82%）又は発射装置付き（18%）のやすを規制
- ・鳥取県全海域（71%）又は海域を限定（29%）し規制

→鳥取海区漁業調整委員会（以降「委員会」）で検討

※兵庫県を含む5道県で遊漁者のやすの使用を禁止

そのほか15県で何かしらの制限あり

※海区漁業調整員会指示では、徳島海区が

第1種共同漁業権漁場内においてのやすの使用を制限

2 委員会の検討状況①

○第408回委員会（開催日：令和7年9月9日）

やすの使用制限の素案を示し、内容等について当課ホームページで一般の遊漁者等から意見聴取することとなった。

＜やす使用制限の素案＞

鳥取県における**すべての海域**で遊漁者による

ゴム付き等の「発射装置付きやす」を使用禁止。

（適用除外）県に申請を行い、許可を得ることで
やすの使用可能

委員会：漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構。
県が設置する行政委員会)

漁業者・漁業従事者委員7名（会長含む）、学識経験委員2名、
中立委員1名

規制方法：海区漁業調整委員会の指示(漁場紛争の防止又は解決
を図るため、制限条件等の指示可能)

2 委員会の検討状況②

○第409回委員会（開催日：令和7年10月31日）
意見募集の結果を報告し、協議した結果、「**ある程度時間をかけ、遊漁者と漁業者が共存できる道を探る**」
という方針となった。

＜意見募集の結果＞

募集期間：令和7年9月10日～10月10日。意見数26件。

意見内容：主に「危ない」ためとの意見で**規制すべき11件**
規制反対・代替案提示等15件

※規制反対・代替案提示等は多岐に渡る意見（一部）

- ・海に入る権利は何人にも平等といった権利からの意見
- ・まずは啓発すべきで、いきなりの規制はおかしい
- ・安全対策ならフロート義務化など他の方法もあるのでは
- ・漁業者優先のルールづくりは公平性に欠ける
- ・事故防止であるなら、やすの規制ではなく遊泳禁止とするべき
- ・子どもたちに、やすを使えなくする規制にしないでほしい

3 漁業者から聞き取り結果のについて

各漁協・支所での聞き取り調査（令和7年11～12月）

- ・ 魚突き遊漁の多い海域：賀露を除く東～泊
- ・ 魚突き遊漁の多い時期：5～9月
- ・ 主な意見
 - ★船でひきそうになり**危ない**。いつ事故起きてもおかしくない状況
 - ★魚突きが**密漁の隠れみの**になっている（見分けがつかない）
 - ★漁場（刺網、あごまき）に魚突きがいて**危ない**。
- ・ 立ち入ってほしくない海域
漁港周辺、航路、自主禁漁区（場所を開示したくないという意見もあり）
種苗放流場所、漁場
- ・ 各地区の魚突き遊漁者への取り決め
 - ★禁漁区に入らせない（網代）
 - ★ウェットスーツを着ての遊漁は遠慮してもらっている（浜村、夏泊）
 - ★密漁と見分けられるようにピンクの旗（漁船保険）を渡している（泊）
 - ★魚突きは危ないのでさせないようにしている（御来屋）
- ・ 魚突き遊漁をやってほしくない時間帯：夜間
※今年6、7月に夜中00:00～01:00に港に帰って来るときに港口でひきそうになった

3 魚突き遊戯者との意見交換

遊漁者との意見交換（1回目：令和7年11月29日）

【参加者】 遊漁者23名

（日本スポーツスピアフィッシング協会11名、魚突きと地域の調整を図る会3名
県内遊漁者2名（現地参加）、松島遊覧1名、その他6名）

※冒頭15名のうち、県内で遊漁実績7名/15名、

岩美7名/7名、鳥取～湯梨浜3名/7名、琴浦～大山、米子、境港各1名/7名

【説明内容】 背景、これまでの経緯（本資料）

今後、意見交換会の予定、実態把握調査等を検討

【意見交換】

（1）有効な安全対策は？

- ・ フロート装着はおおむね賛同（松島遊覧からフロートあっても安全ではない。航路に）
- ・ 夜間は禁止。日没後1時間以後は禁止にした方が良い
- ・ 公式のフロートを県が準備し、それがあれば届出等なく遊漁可能が良い
- ・ フロートから離れて上がることが問題になると思う。
- ・ 仕組みの周知が必要。県外から来る人への周知をしっかりと考えることが大事

3 今後の取組について

漁業者、魚突きの方々（遊漁者）との意見交換会の実施

- 各漁協・支所での聞き取り調査（令和7年11～12月）
- 遊漁者との意見交換（今回1回目）

「やす」による遊漁の実態把握調査の実施（数か月程度）

- アンケート調査
 - だれが（住所、電話、メールアドレス）
 - いつ（何月に何回、魚突きを行った時間帯）
 - どこ（地名（●●町●●地先）、磯や浜の名称）
 - なにを（種類、数量）
 - 装備（やすの長さ、フロート・目印、ウェットスーツ、フィン、マスク等）
- 事前届け出の試行
 - 意見募集中、ある程度の同意が得られた事前届け出を行って魚突きを行うことを試行（アンケート結果を踏まえて検討）
 - ※漁協同意なし、県（委員会事務局）に電子メールで届出
 - ※アンケート結果を踏まえ届出の有効期間等は検討
 - ※届出は、個人情報を除き、該当海域の漁協・海上保安部・遊覧船業者等の関係者と共有

3 今後の取組について（続き）

安全等に関する「やす」の海面利用のルール啓発 （海辺での対面啓発等）

- 接触事故が発生した地域を中心に、啓発活動を実施
※該当海域の利用頻度が高い方の数は多くない模様

4 意見交換をお伺いしたい内容

- ①有効な安全対策（フロートの義務化（ロープ長）、危険箇所、時間帯等ルールに盛り込むべきもの）
- ②漁業への配慮（放流場所、保護区）
- ③有効なルール啓発の手法（看板設置場所）
- ④規制方法（罰則がないものでもルール順守が可能か）
 - ・鳥取県他遊漁関係者、日本スポーツスピアフィッシング協会、魚突きと地域の調整を図る会との協定
 - ・委員会指示での規制（即罰ではない規制）
 - ・漁業調整規則での規制（即罰か即罰でない規制）

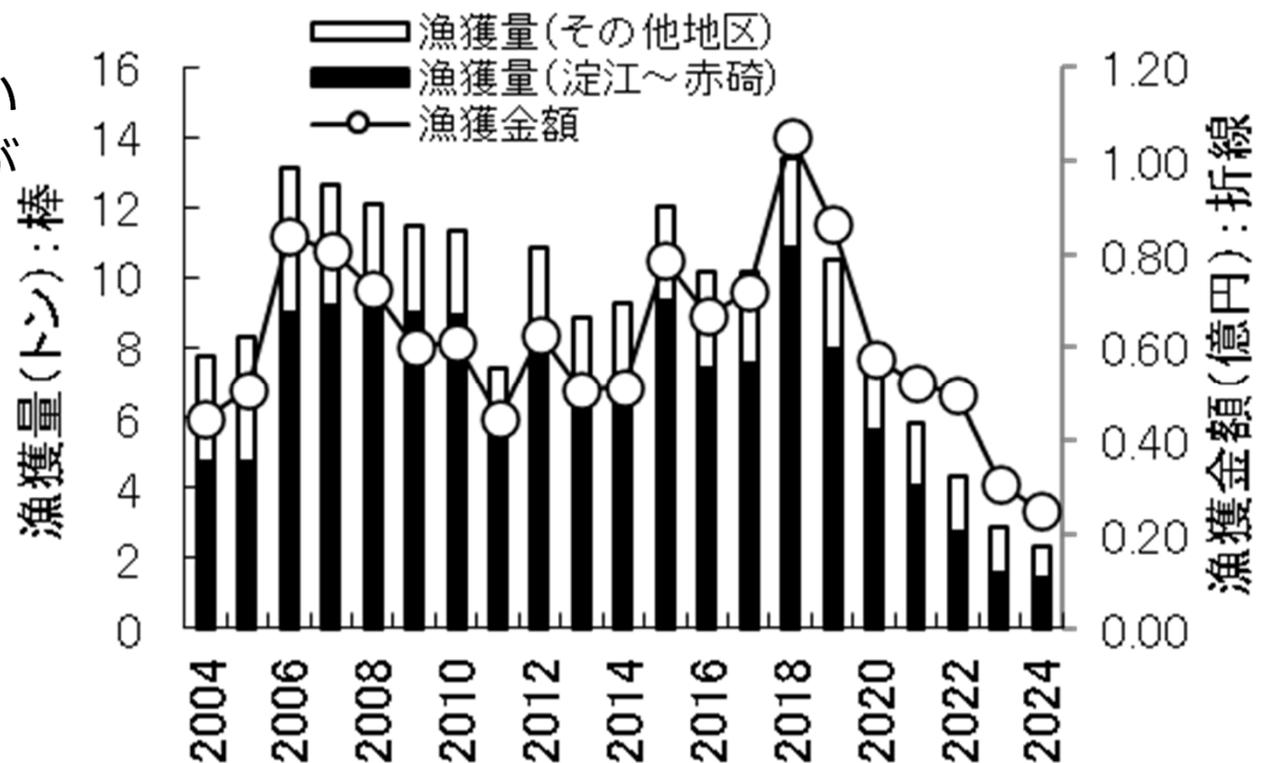
5 最後に、お願い事項

鳥取県他遊漁関係者の皆様、
日本スポーツスピアフィッシング協会の皆様、
魚突きと地域の調整を図る会の皆様、
アンケート調査と今後策定する海面利用ルール
の周知についての御協力をお願いします。

※本資料に関するお問合せは、
鳥取県漁業調整課までお願い
します。今後も協議で内容が
変わる可能性があります。
無断転載はお控えください。

(参考)

近年、あわび類の漁獲が急減しており、資源保護を強化している。密漁に対して漁業者等の目が厳しくなっている。



		2014年	2019年	2024年
あわび類	殻長30mm	113千個	161千個	138千個
サザエ	殻高9mm	361千個	339千個	298千個